



保護者 各位

平成29年3月9日

国風第一幼稚園

平成29年度授業料等の納入について

拝啓 早春の候、ご家族の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の授業料等について、確認のため下記の通りお知らせ致します。毎月、引落しが確実に実行できるようによろしくお願い申し上げます。

なお、平成28年4月から施設設備費の制度と金額に変更がありましたので、お間違いのないようお願い申し上げます。

また、郵便貯金口座に変更のある方は、幼稚園事務所までお申し出ください。

記

○ 振替える授業料等の種類と金額について

授業料	平成29年度以降の入園児及び	} 月額 27,000 円 (給食の提供に係る経費を含む)
	平成28年度満3歳入園児	
	平成28年度以前の入園児	—— 月額 26,000 円 (給食の提供に係る経費を含む)

施設設備費 月額 3,600 円 [通園にスクールバスを利用する方]

月額 300 円 [通園にスクールバスを利用しない方]

- * 通園にスクールバスを利用しない方も、園外での保育等にスクールバスを使用しますので納入をお願いします。
- * 年間の費用を12で分割した金額ですから、8月を含む年間12ヶ月納入していただきます。
- * 年度途中のスクールバス利用の変更は、原則(特別の事情がない限り)その状態を最低3ヶ月間継続していただきます。
- * 通園にスクールバスを利用する方が、月単位の預かり保育に参加された場合、
 - ① 帰りのスクールバスは全く利用しないので帰りのバス停を設定しない場合は、月額 1,950 円とします。
 - ② 預かり保育をしない日もあるので帰りのバス停を設定する場合は、月額 2,775 円とします。

母の会費 月額 500 円 (正式な金額は母の会総会で決まります。)

- * 卒園記念品と卒園アルバム代金の金額及び納入方法に関しては母の会で決定されます。

○ 引落日

引落日は、原則毎月6日です。但し、6日が郵便局休業日の場合は、次の郵政局営業日になり、平成28年度は下表のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
6日木	8日月	6日火	6日木	7日月	6日水
10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
6日金	6日月	6日水	9日火	6日火	6日火

- * 朝一番で振替えますが、午前の早い時間に入金されれば当日2度目の振替に間に合うようです。口座残高をご確認の上、引き落とし日までにご用意いただきますようお願いいたします。
- * 引落日(6日)に残高不足等の理由で引落し出来なかった場合は、幼稚園からもご連絡しますが、再度15日に引落ししますのでご入金をお願いいたします。

○ 具体的な振替金額について

毎月の授業料等振替金額は、下表によりご確認ください。4月分は平成28年4月6日水曜日に引落されます。

	通園にスクールバスを利用する。	通園にスクールバスを利用しない。
授業料 (給食の提供に係る経費を含む)	26,000(27,000)円	26,000(27,000)円
施設設備費	3,600円	300円
母の会会費	500円	500円
合計	30,100(31,100)円	26,800(27,800)円

* 前月 20 日以降に、スクールバス通園者が月単位の預かり保育に変更のあった場合やスクールバス利用に変更のあった場合、当月の引落し指示に間に合いませんので施設設備費は前月と同額で引落す場合があります。その場合は後日差額を返金もしくは徴収します。

* スクールバス通園者が、

3月24日までに4月の月単位預かり保育を登録された場合、施設設備費は所定の金額で引き落とします。

3月24日までに登録のない場合、施設設備費は一律 3,600 円として引き落とします。

3月25日以降に月単位の預かり保育に追加・変更があった場合は、後日差額は清算します。

* 母の会会費は母の会総会で決まりますので、変更があった場合は後日清算します。

* 金額等、ご不明な点ご質問がありましたら、ご遠慮なく幼稚園までお尋ねください。(052-524-0592)

● 幼稚園を休んだ場合の授業料の取扱いについて

このことに関する、国風第一幼稚園園則の該当部分を下記のお示しします。

第14条 この幼稚園を病気その他やむを得ない理由により引き続き1ヶ月欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認めた者には願い出に依って、園長は1ヶ年以内を限り休園を許可することが出来る。なお教育上必要と認めた時、園長は1年以内を限り休園を命ずることが出来る。

第17条 この幼稚園に在籍する期間は、出席の有無にかかわらずその月の授業料は、納付するものとする。但し、1ヶ月全日を欠席した者には、その月の授業料のうち給食の提供に係る経費は徴収しない。また、休園中の者は、授業料の納付を免除する

従いまして

- ① 1ヶ月のうち何日かお休みされても、授業料は定額お支払いいただきます。施設設備費・母の会会費もこれに準じます。
- ② 事前に1ヶ月全日お休みされる届があった場合は、その月の授業料のうち給食の提供に係る経費は徴収しません。事前にご相談のうえ、「欠席届」をご提出ください。
- ③ 休園の手続きを取った場合は、その期間の授業料の納付は免除されます。休園は園則第14条のとおりです。
病気その他やむを得ない理由により1ヶ月全日欠席し(この期間は前項②が適用されることがあります。)、さらに2ヶ月以上連続してお休みされる場合、並びに当初から3ヶ月以上連続して欠席する場合(最初の1ヶ月は前項②が適用されます。)は、事前にご相談のうえ、「休園願」をご提出ください。施設設備費・母の会会費もこれに準じます。
- ④ 1ヶ月とは、原則月の初めから終わりまでの1月です。月の途中から、30日後の翌月の途中までの場合(例えば、5月15日から6月14日まで)は、幼稚園までご相談ください。事情によっては考慮させていただきます。

※ 園則全文は本園ホームページに掲載しています。

<http://www.kokufu.jp/htmls/kitei/ennsoku2017.pdf>